

東日本大震災に係る代替資産特例の適用申告について

岩 沼 市

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産の所有者等が、一定の被災地域内において令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該被災償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得又は改良した場合、当該被災代替資産については固定資産税の課税標準を取得の翌年から 4 年度分その価格の 2 分の 1 の額とする特例措置が講じられます。(地方税法附則第 56 条第 12 項)

この課税標準の特例の適用を申告する場合は、下記により書類を作成の上、申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

- ① 被災償却資産の所有者
- ② 被災償却資産が所有権留保付売買に係り、売主及び買主の共有物とみなされた場合の買主
- ③ ①、②の者から被災償却資産の全部又は一部を取得した相続人
- ④ ①、②が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

2 特例の対象となる資産（代替資産）

- ① 東日本大震災の被災により滅失又は損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）の代わりとして取得した資産で代替資産であると市長が認めたもの
ただし、前年までに代替資産特例の適用申告をされた被災資産については、再度代替資産特例の適用申告をすることはできません。
- ② 東日本大震災の被災により、被災資産を復旧又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

3 取得の制限

平成 23 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの

4 特例率

取得の翌年度から 4 年度分の課税標準額を 2 分の 1 に軽減します。(他の課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の課税標準額に適用されます。)

II 提出要領

1 提出書類

特例適用の申告にあたっては、次の書類を提出してください。

- ① 東日本大震災代替特例適用申告書
- ② 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表
- ③ 被災資産が東日本大震災により滅失、損壊した旨を証する書類（り災証明書の写し等）

2 その他

代替資産の取得者が、相続人である場合や合併法人等である場合は次の書類を添付してください。

- ① 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）
- ② 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等）

Ⅲ 記載要領

1 代替特例適用申告書

- (1) (申告者) 住所又は所在地
申告者の住所又は所在地を記載してください。
- (2) (申告者) 氏名又は名称
申告者の氏名を記載し、押印してください。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。
- (3) (申告者) 個人番号又は法人番号
申告者の個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載してください。個人所有者が申告書を提出する際には番号確認及び本人確認が必要となります。
 - ・市役所窓口へ提出する場合、マイナンバーカード又は通知カードと身分証明書を提示くださるようお願いいたします。
 - ・郵送で提出する場合、マイナンバーカード又は通知カードと身分証明書の写しを同封くださるようお願いいたします。（マイナンバーカードは両面コピーしてください。）
- (4) 所有者の氏名又は名称・住所又は所在地・資産所在地
代替資産並びに被災資産に区分し記載してください。
- (5) 代替資産の種類別内訳
「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

2 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表

- (1) 被災資産（課税台帳登録資産）及び代替資産
 - ① 所有者名
被災資産及び代替資産それぞれの所有者を記載してください。
 - ② 資産の種類
被災資産、代替資産それぞれの資産の種類を記入してください。
 - ③ 資産番号
被災資産側の欄には、平成 23 年度の種類別明細書を参照して、資産番号を記載してください。
 - ④ 資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数
被災資産、代替資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記載してください。
 - ⑤ 摘要欄
代替資産の摘要欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ番号と行番号を記載してください。

(2) 証明欄

被災した資産の代替資産を他の市町村において取得し、特例申告をする場合は、当該被災資産が申告されていた市町村長の証明（課税台帳登録事項証明）を受ける必要があります。

（本市で被災した資産について、本市でその代替資産を取得した場合には、課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。）

IV 申告期限

令和6年1月31日（水）